

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年12月3日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
総務部長 高橋 宏昌

1. 調達内容

- (1) 調達物品及び数量 循環式活魚水槽 1式
- (2) 調達物品の仕様 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成31年3月15日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算し、その入札者による金額の100分の8に相当する額を切り捨てることとする。ただし、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を切り捨てることとする。また、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を切り捨てることとする。また、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を切り捨てることとする。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「物品の販売契約」の業種「一般・産業用機器類」又は「その他機器類」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
- ① 直接交付
神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3
国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター開発業務課支援係
電話 045-227-2728
FAX 045-227-2705
- ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「循環式活魚水槽入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①にてFAX送信すること。
- ③ メールによる交付
任意書式に「循環式活魚水槽入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①にてFAX送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

- 仕様書等に関する質疑がある場合には、平成30年12月12日までに上記3.にて入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の質をとりまて、回答は入札説明書受領者全員に対してより入札説明会に代える。質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵

害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ
又は当該疑問を公表せず、質疑者のみに回答することがあ
る。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札書の受領期限及び提出場所 平成30年12月21日 17時00分
3. ①に同じ。
- (2) 開札の日時及び場所 平成30年12月26日 15時00分
神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3
国立研究開発法人水産研究・教育機構 会議室

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※注2
なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与える者と認められる者を含む。
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれか
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）
- (5) その他
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。また、所
要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締
結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。また、ご了知願
いますので、ご了知願

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

購入仕様書

1. 品 名 循環式活魚水槽

2. 数 量 1 式

3. 仕 様

- (1) 魚槽，貯水槽，循環ポンプ，流量計，ろ過装置，冷却装置，紫外線殺菌装置，水温・塩分・溶存酸素測定装置，エアポンプおよびエアストーン一式が組み込まれており，設置場所においては魚槽，貯水槽や配管周辺の機材を除く装置を，ステンレス柵に適宜配置すること。
- (2) 魚槽および貯水槽のサイズはそれぞれ縦 122 cm×横 170 cm×高さ 85 cm 以内で各槽の全水量は 1 kL 程度とし，本体，蓋共に高い断熱性を有する構造であるとともに，その表面には食品衛生上問題のない素材を用いること。魚槽および貯水槽は，フォークリフトで移動可能な構造とすること。魚槽，貯水槽には排水用の配管も設置すること。魚槽の蓋はステンレスチェーンと錠により施錠できること。
- (3) 水温，塩分，溶存酸素を測定できる装置は携帯型とし，表示部とセンサ部は長さ 10 m のケーブルで繋ぐこと。温度センサは測定範囲 5～70 °C，精度は±0.2 °C 以下，分解能は 0.1 °C 以下であること。塩分センサは測定範囲が 0～70 ppt，精度は読み取り地の±1.0 % 以下，分解能は 0.01 ppt 以下であること。溶存酸素センサは測定範囲 0～50 mg/L，精度は 0～20 mg/L の範囲で±0.1 mg/L 以下，分解能は 0.1 mg/L 以下あること。各センサは同一筐体内に格納されること。センサは既設の海水配管から導水したフローセルに設置し，海水を常時測定できるようにすること。キャリブレーションに必要な機材 1 式が付属すること。
- (4) 貯水槽から魚槽に海水を移送する循環ポンプは，揚程 3 m 以上，最大流量 45 L/min の性能を有すること。循環ポンプは 1 分刻みで設定可能なタイマーに接続すること。
- (5) 魚槽および貯水槽は本体と蓋の間に高密度の断熱フォームを設置し，断熱フォームには循環水を移送する配管や配線，加温・冷却装置等を通す穴を設けることで，蓋と本体の断熱性を維持すること。ろ過装置およびその配管も適宜断熱材で覆い，断熱性を高めること。
- (6) 冷却装置は外気温 30 °C の環境下で，魚槽の水温を 5 °C 以下まで冷却し，維持できる性能を有すること。(冷却能力 1500-2000 kcal/h 程度，参考：株式会社イワキ社製，レイシー FZ-750AS と同等の性能を有すること)
- (7) 1.0 °C 刻みでの水温調節が可能であり，魚槽内の温度制御は±0.5 °C の範囲に収まること。また，魚槽内の水温を視認しやすい位置にリアルタイムで表示すること。

- (8) ろ過装置は魚槽外部に設置し、最大流量は毎時 1 kL 以上、ろ過槽容量は 9 L 以上あるものを 2 台以上用いること。消耗品であるろ過材は交換用に 4 個付属すること
- (9) 紫外線殺菌装置は 20~40 L/min の流量、処理水温 3~40 °C の条件で 20,000 $\mu\text{W}/\text{cm}^2$ 以上の紫外線強度を有すること。紫外線殺菌装置を通す海水は、既設の海水配管から導水し、流路に流量計を設置して流量を調節できるようにすること。交換用ランプを 2 個付属すること。
- (10) エアポンプを設置し魚槽のエアレーションを行うこと。エアポンプはダイヤフラム式とし吐出風力は 30 L/min 以上を有し騒音値は 30 dB 以下であること。魚槽に設置するエアストーンは気孔径 150 ミクロン以下で風量 30 L/min に適合すること。予備のエアストーン 1 個が付属すること。
- (11) 装置一式は海水の使用が可能であり、全ての資材に十分な耐塩性、防錆性を有すること。
- (12) 全ての装置は単相 100 V・50 Hz の電源 4 口（水槽設置場所から 2 m 程度）および三相 200 V・50 Hz の電源 1 口（ソケット仕様：20 A-250 V アース付き、水槽設置場所から 50 m 程度）の差込口で対応可能とすること。
- (13) 人工海水の素 500 L 用 5 個（現場海水の水質悪化時に使用するため）
- (14) 取水は納入場所に設置されている海水配管（40 mm 塩化ビニル管、供給口は床から約 1 m 程度）を用いることとし、既存の雑用ホースとの切り替えバルブとは別に、バルブを設置し分岐すること。また、取水の水温、塩分、溶存酸素濃度を常時測定するために、バルブによって分岐した配管を設置し上記センサを取り付けること。
- (15) 上記一式を納入場所に設置し、現場海水を導入するように設置し（別紙参照）、すべての機器の動作確認をし、魚槽内の温度が 8 °C まで低下することを確認すること。

4. 納入場所

秋田県山本郡八峰町八森横間 156

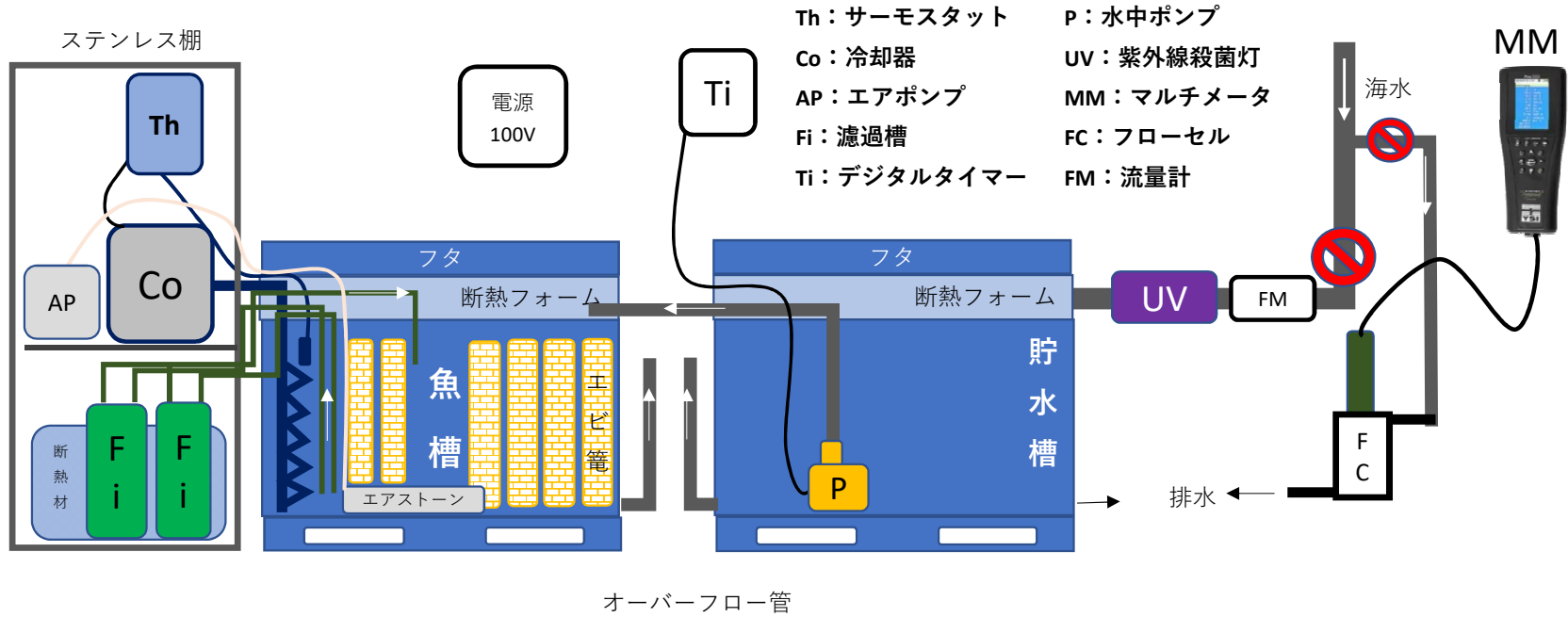
秋田県漁業協同組合 北部総括支所 荷捌き所内

5. 納期 平成 31 年 3 月 15 日

6. その他

- 1) 詳細については、担当職員の指示に従うこと。
- 2) 機器搬入・設置に必要な経費は納入業者の負担とする。また、据え付け及び機器調整については担当職員と協議の上、実施すること

【資材配置概略イメージ図】



※特記事項※

- ・ 海水配管へのバルブ増設と貯水槽への配管、FC、FM、UVの設置等は現場合わせ
- ・ 飼育槽のフタは、飼育槽下部のフォーク挿し口を介してステンレスチェーンと南京錠で施錠する